

平成28年第3回定例会

総務民生常任委員会  
会 議 録

期日：平成28年9月9日（金）

場所：大曲庁舎 第1委員会室

# 大仙市議会総務民生常任委員会会議録

---

日 時： 平成28年9月9日（金曜日） 午前9時57分～午前11時15分

---

会 場： 大仙市役所 3階 第1委員会室

---

## 出席委員（7人）

委員長	佐藤清吉	副委員長	佐藤文子
委員	石塚 柏	委員	小山緑郎
委員	大野忠夫	委員	児玉裕一
委員	千葉 健		

---

## 欠席委員（0人）

---

## 説明のため出席した者

総務部長：佐藤芳彦

総務課長：福原勝人

財政課長：舩谷祐幸

総合防災課長：竹村由喜美

財政課参事：伊藤滋泰

総合防災課参事：伊藤直樹

市民部長：高階 仁

市民部次長兼市民課長：佐藤和久

環境交通安全課長：田口禎幸

神岡支所長：伊藤禎祐

中仙支所長：高橋利省

西仙北支所長：佐々木繁隆

~~協和支所長：佐川浩資~~

南外支所長：佐藤政利

仙北支所長：大河洋子

太田支所長：安達成年

---

## 議会事務局職員出席者

事務局参事 堀 江 孝 明

---

## 審議案件

- 第1 議案第149号 大仙市大曲墓園条例の一部を改正する条例の制定について
  - 第2 議案第153号 平成28年度大仙市一般会計補正予算（第4号）
  - 第3 議案第154号 平成28年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第1号）
  - 第4 陳情第47号 旧佐藤産業工場解体に関する陳情
  - 第5 陳情第48号 「子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整  
措置の廃止を国に求める」意見書提出の陳情書
  - 第6 閉会中の継続審査（調査）の申し出にかかる事件について
  - 第7 閉会中の委員派遣について
-

午前9時57分

○委員長（佐藤清吉） おはようございます。

今日は、何かとお忙しい中、お集まりいただきまして、改めて厚く御礼申し上げたいとこのように存じます。なおまた昨日ですね、本会議また決算特別委員会等全体会とかなですね、欠席いたしまして、改めたお詫び申し上げたいと、このように存じます。

今日の案件につきまして、審査日程なんですけども、条例改正が1件とですね、後は一般会計補正予算、国保の特別会計補正予算、それと陳情2件となっております。何とか今日はよろしくご審議の程お願い申し上げたいと思います。以上で終わりたいと思います。それでは、ただいまから、総務民生常任委員会を開会いたします。

審査にあたっては、お手元に配付の審査日程表のとおり、審査を行いますので、よろしくお願いたします。

なお、正確な会議録作成のため、発言は、マイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

---

○委員長（佐藤清吉） 審査に入る前に当局からあいさつをお願いいたします。はじめに、佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤芳彦） 改めまして、おはようございます。委員会を開催していただきまして、ありがとうございます。今回、総務委員会におきましてご審議をお願いいたします総務部の案件につきましては、一般会計補正予算、財政課の案件と総合防災課の案件になります。この後、担当課長に説明させますので、委員の皆様におかれましては、各案件につきまして、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。以上であります。

○委員長（佐藤清吉） はい、ありがとうございました。次に、高階市民部長、お願いいたします。

○市民部長（高階 仁） おはようございます。市民部、今次定例会に上程しております市民部の案件ですけども、議案第149号大仙市大曲墓園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第154号平成28年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算のこちらの2件でございます。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（佐藤清吉） はい、ありがとうございました。

これより、当委員会に付託された事件について審査いたしますが、説明は簡潔にお願いいたします。なお、説明は、座ったままで結構です。

---

○委員長（佐藤清吉） はじめに、議案第149号、「大仙市大曲墓園条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。田口環境交通安全課長。

○環境交通安全課長（田口禎幸） 議案第149号大仙市大曲墓園条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

資料は、資料No.1の議案の送付についての7ページと8ページであります。

条例第1条の表中83番地1の次に・83番地2を加えるものであります。これは、大曲地域の墓園について、墓地区画の増設に伴い、新たに増設された区画の位置を定めるものであります。次に、第2条から第11条関係については、文言の整理であります。次に別表第10条関係であります。墓地区画の増設に伴い、新たに増設された永代使用料を定めるもので、規制墓地Vの碑石無しが37万円、自由墓地17、碑石無しが32万円とするものです。また、既存墓地の永代使用料の見直しといたしましては、永代使用料を徴収後15年以上経過した区画につきましては、永代使用料を還付する必要がなく、整備費用は既に使用者から徴収した永代使用料によって負担されていることなどを考慮し、今後こうした区画において返還された墓地を再販売する場合の永代使用料の額については、現行より低い額で再販売することとするものであります。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（佐藤清吉） はい、説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は「原案のとおり可決」することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、本件は、「原案のとおり可決」すべきものと決しました。

---

○委員長（佐藤清吉） 次に議案第153号「平成28年度大仙市一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

所管する補正予算について、当局の説明を求めます。

はじめに、舛谷財政課長。

○財政課長（舛谷祐幸） おはようございます。つづきまして、私の方からは、議案第153号平成28年度大仙市一般会計補正予算第4号のうち、財政課所管の歳出予算につきまして説明申し上げます。

資料No.3の補正予算書10ページの方をどうかご覧願います。2款1項4目10事業「庁舎管理費」についてご説明いたします。今回の補正予算は、中仙農村環境改善センターの耐震診断に係る経費であります。補正額は283万9千円で、うち国庫支出金が58万7千円となっております。補正の理由であります。今年度の社会資本整備総合交付金のうち、建物の耐震診断等に係ります住宅建築物安全ストック形成事業費補助金について、配分額が当初見込みを上回ったことから、29年度に計画しておりました当該施設の耐震診断を前倒しして行うものであります。昭和55年9月着工、同57年4月竣工の中仙農村環境改善センターについては、鉄筋コンクリート造2階建、面積は1,549平方メートルで、中仙庁舎に隣接しており避難場所に指定されております。当該施設は、今後も防災拠点して機能を維持していく必要がある施設で、現在、総務課の方で作成しております「公共施設等総合管理計画」の案におきましても、築60年を迎えます平成54年度まで、今後26年間になります。継続して使用する予定としております。

以上、説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（佐藤清吉） はい、ありがとうございました。次に、竹村総合防災課長。

○総合防災課長（竹村由喜美） 引き続きまして、総合防災課分についてご説明いたします。

資料No.3の補正予算書は11ページをご覧ください。3款5項1目20事業、復興支援事業費であります。ゆきんこカード振興組合から復興支援のための寄付金がありましたので、5万2千円を一般財源から特定財源へ財源振替するものでございます。

次に、補正予算書は16ページ、それから資料No.3-1主な事業説明書の1ページをご覧ください。説明は、事業説明書に沿って行います。9款1項5目22事業、空き家・高齢者世帯等除排雪事業費であります。507万6千円の補正をお願いするものでございます。財源内訳は市債が500万円、一般財源が7万6千円でございます。事業の目的としましては、冬期間における空き家及び高齢者世帯等の巡回調査や除排雪作業の実施により、空き家の落雪や倒壊などによる通行人等への危害の未然防止と高齢者の除排雪関連の事故防止に努め、高齢者世帯をはじめとする市民の安全・安心な生活の確保を図ることとしております。これまでの実績につきましては、平成26年度から事業を継続しておりますが、表にありますとおり、26年度は空き家の巡回調査が2,214件、雪下ろしが10件、高齢者世帯等の巡回調査が7,543件、除雪が295件であり、27年度は空き家の巡回調査が2,814件、雪下ろしが7件、高齢者世帯等の巡回調査が2,103件、除雪が1件となっております。平成27年度は降雪量が少なかったことと、地域包括支援センターの事業である高齢者等雪対策総合支援事業が始まったことから、高齢者世帯等の除雪が大幅に減少しておりますが、今後も除排雪関連の事故防止と高齢者世帯の除排雪作業の負担軽減のため、巡回調査及び除排雪作業の支援を継続して実施していく必要があると思われまます。28年度の事業につきましては、27年度と同様に12月から3月上旬の約3ヶ月間、臨時職員8名を雇用し、空き家や高齢者世帯等の巡回調査及び除排雪作業等を実施するものです。主な経費といたしましては、臨時職員等の雇用にかかる経費が436万3千円、巡回するための軽自動車のレンタル経費が38万9千円、軽自動車の燃料費が10万円、除排雪作業用の道具購入経費が10万円、雪下ろし作業委託経費が12万4千円で合計507万6千円となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤清吉） はい、当局の説明が終了いたしました。

これより質疑をおこないます。質疑のある方はお願いいたします。はい、石塚委員。

○委員（石塚 柏） 福祉の方で高齢者等雪対策総合支援事業があつて、今度は防災課の方で、空き家・高齢者世帯除排雪事業ということで、住民サービスということからいけ

ば、同じような範疇なんですけど、片方は雪下ろし、片方は間口、降ろしたのもも排雪するということに、見えなくもないですけども、これお願いしたいという人からすれば、包括センターに窓口が一本化されているから、雪下ろし若しくは排雪に関しては、なんも、予算はわかれているけれども、サービスの的にはなんも不自然さを感じないでうまくやってもらえるというふうにこれ理解していいんですかね。

○総合防災課長（竹村由喜美） 基本的には福祉の方で実施しております高齢者等雪対策総合支援事業の方で除雪作業等を、支援をおこなっていきたいと思っておりますけども、それに間に合わない緊急の事態等につきまして、この空き家・高齢世帯等除排雪事業ということで、支援したいということでおこなってございます。

○委員（石塚 柏） 空き家のことがプラスされたからっていうことは、分かりました。ただし、ここに空き家プラス、総合防災課ですよ、高齢者世帯等ということですので、福祉の方でやっている高齢者等雪対策とやっぱり被るんでねしか。

○総合防災課長（竹村由喜美） 福祉でおこなっております高齢者等雪対策総合支援事業ですけども、対象世帯が70歳以上の高齢者の世帯、それから69歳以下の方は障害者手帳の交付者、介護認定者、児童扶養手当等受給者となっております。防災課で行っております空き家・高齢者世帯等除排雪事業の対象者というのは、主に65歳以上の高齢者のみの世帯若しくは身体障害者手帳の交付を受けているもの等々となっておりますので、70歳以上の部分に関しましては、ほとんど被ってはおります。ただその緊急等を要する場合、対応としましては、福祉の方の事業が早急にできないということで、防災課でおこなっております空き家・高齢者世帯等除排雪事業で、最後のセイフティーネットということで、事業を実施するものでございます。以上です。

○委員（石塚 柏） しつこくて悪いんだけど、なんとなくお客様主体っていうことでなくて、お役所の中で予算を割り振りするについては、こういう、組織体系から行けば、こういうふうになって、こんなもんでねがとひとつの物が2つになったりしてるのではないかなというふうに見えるんですけども、聞きたいことは、お客様の方から見て、なんも不便なく、ちょっと年いったらば、困ったら包括支援センターさ行けば、すべてフルセットで安心ですよということになるんでしょうかねということお尋ねしてる訳です。これ混乱ねしか、これはへば予算、最後はあと監査委員会から監査うけると、これはこっちで、こうって伝票振り分けるときにちゃんとしかつと空き家の方はいいすよわかるしよこれ、高齢者のところしかつと振り分けつくなんだべか。



- 総合防災課長（竹村由喜美） その件につきましては、巡回調査を行って、事業を実施しておりますので、どちらの事業であるか分からないというようなことはないと思っております。
- 委員長（佐藤清吉） はい、他に質疑ありませんか。はい、大野委員。
- 委員（大野忠夫） 今の石塚さんの話と関連あるかもしれないです。また、一つは雪対策室とか関係あるのかなと思いますが、間口除雪で福祉から頼まれて行ってよせる、よせるのはけっこうですが、雪をよせていく場所までも確保してお願いしている訳ですか。一つそこだけ聞きたい。
- 総合防災課長（竹村由喜美） よせる場所については、その家の人と相談してよせる場所を決めているそうです。
- 委員（大野忠夫） 間口は何メートルだかわからねども、そこよせて、よせる雪、その家の高めて行けばいいって、そういう意味だけか。あの間口というのは、家に入る玄関までの雪寄せるやつと、それから道路、除雪して行ったときに置いていく雪、固まり、これもその間口さ該当するから、それよせねばねしおな、そういうときよせる場所というのは狭い道路であれば確実にそういうこと繋がるわけですけども、その場所によって雪よせるところがねとすれば、ずっと遠くまでもっていかねばできね、そこら辺のとこ要するにその福祉の分野でも、普通のこれは一般の住民でも一緒だわけですが、除雪車が行って、雪どんどん置いていく、それはなんというかな両脇さ大きい固まりも、なんていう新雪だけだばいいけれども、何日かたって固まり大きくなると雪の固まりなるしな。こういうものを置いていかれるとよせる人も大変、同じだども、一般の住民も大変なんです。その場合にやっぱり雪よせる場所というのは除雪車含めて、いつもいわれる中身だと思いますけども、こういことはあんまり建設の分野になるのであれだけでも、福祉の分野でも一緒だと思いますから、その辺の対策というのは、どうなっているのかなと。
- 総合防災課長（竹村由喜美） まず、うちの方の事業といいますか、高齢者世帯等除排雪事業につきましては、緊急の場合の間口を確保するというところでやっております。その雪をよせた後の処理につきましては、道路河川課なりと協議して、除雪の方の担当と協議してやっていきたいと思っております。
- 委員（大野忠夫） 間口をよせるのもけっこうだけど、よせる場所もねば、その辺さ置いて行くしべ、その家によって、よせる処、場所あれば、中さも入れて行くかもしれ

ね、そえだだって逆に言えば、外の雪、中さ置いていって、福祉にお願いしねばできねような、そういう家庭の人達は、そういう中さ入れられれば困る人も、そういうことも含めて、ついでだから言わせてもらったんだけど、後は除雪の方の話だって、それだけおかしくね、やっぱりせつかくお金出して頼むんだから、ここの部分雪なった雪を、ちゃんとした、みんなに、じゃまにならないどこさ、よせて始めて、道路の確保もできるし、それから除雪の効果もでるといふもんでねがなと思いますけど、どうですか。

○財政課長（舛谷祐幸） はい、委員長。

○委員長（佐藤清吉） 舛谷財政課長。

○財政課長（舛谷祐幸） 予算に関係ありますので、うちの方から整理してお答えしたいと思います。石塚委員と大野委員とおっしゃってる高齢者関係の除雪関係ですけども、一つは今、防災の方でやってるこの空き家・高齢者世帯等除排雪事業というのは、これは一切（聞き取り不可能）ません、もう一つ福祉の方でやってる高齢者等雪対策総合支援事業というのは、これ一部負担金をいただきました。そこがまず大きな違いですけども、今、防災の方でやってる事業につきまして、これ緊急避難的な、毎回行ふような事業ではありません。本当に高齢者だけの世帯ですので、特に危険が伴うとか、そういう、特に希な場合に雪よせというか、間口除雪するという事業で、それから福祉の方でやってるのは、そのシーズン始まる前ですね、その（聞き取り不可能）うちの自宅の前の除雪やったださる業者と一端打ち合わせをちゃんとして、マッチングやってるんですよ、それで大野さん言われてる雪よせの場所ですとか、そういうのは、多分その家庭によっていろいろ差あると思いますので、それはその家庭に合わせて、多分流雪溝に投げるとか、そういう打ち合わせをしたうえで、ちゃんとサービスをやるようにしております。それでこの2つの事業、名前似てるようですが、まるっきり違う事業ですので、その点をご理解願いたいと思います。

○委員（大野忠夫） さっきから石塚さんも言っているんだども、やろうとするやってることは、私理解できるんだ、結果として、例えば今、高齢者の関係で玄関まで距離のあるところ無いところあるわけですけども、そこの雪よせで、避難だとかそういうときに雪よせするという、それはその通りで分かります。問題は、なんていうか屋敷ずっと広れ、長いとこであれば、これは外のやつ、例えば道路から大きくなったじの、これはよせて中さ入れてやっていくということありうるかもしれねども、そうでなくて間口ねば、間口っていうか奥行きねば、道路の雪と一緒にこさ置いていかれるの、せばこれは

そういうじきによっては、大きい固まりになっている、それをよせるに頼まれた人も大変だのや、なんだかこうやってやるダンプだっけが、あれでよせるっても大変だぐれの大きい固まりも置いていかれるの、それをちょっと私、拡大して言ったども、この次のやつは、建設分野さ関係あるから、そういうことを含めて、やっぱりそういう道路確保、そこが今言いたいじは、福祉のために緊急避難的な道路確保だべ、それを同時にやっぱりその道路の分を確保、交通確保も考えて除雪する訳ですので、その固まりというのは、道路の脇さ、どんどん置いていく、これ何回かやれば大きい固まりになって、これはよせるとこねば、そのままなるしべ、そうすれば今言ったその福祉の分野というの、よせるとこねば、どこさその脇さよせて行く、これではあまりにも、やったやらねという感じになってしまっかねがと。

○財政課長（舛谷祐幸） 先ほどお話しましたけども、まずこの福祉の方の関係、これたぶん福祉の方の関係ですけども、福祉の関係のシーズン始まる前に、例えば大野さんのお宅でそれを希望したとすればですね、大野さんの前をその除雪する業者と大野さんとお互いに話し合っ、どこによせるかとか、そういう話し合いをすることになってます。それで、多分懸念されてるのは、どうしてもよせる場所がなくて、例えば道路の前の方に雪が貯まってしまうと、道路の方に雪がいっぱい貯まってしまっ、どうしようもなくなったときにどうしますかという、多分そういうことだと思いますけども、そこは道路に貯まった雪につきましては、今度は建設部の方で排雪作業、道路の排雪作業、それを行うことになってます。それで、一時的にそういう問題が発生するかもしれませんが、その点についても十分に配慮するような仕組みになってますので。

○委員（大野忠夫） まず、あまり話していくと、おかし方向さいっちゃう。まずしよ福祉でやろうとすることは分かります。ただその後かたづけの話も含めて、それは片方、こさよせたもの大きくてよせらえねば、あと除雪の方の建設の関係だっ話だば、おかし。これすべてが、ちゃんとよせる場所確保されてて、始めてお願いするこの頼まれていく人たちが。

○財政課長（舛谷祐幸） それはちゃんと打ち合わせをして。

○委員（大野忠夫） 俺も言い方悪いんだどもよ、間口よせて雪を、あんまり幅は人歩く程度だとか、その雪にだっ、よせるときに、なんもその道路の雪をよせていった雪を、被らねどこだばいいども、いずれその時の雪の状態によって除雪車行けば、大きい固まりも置いていかれるべと言うこと、そのときによせる場所なければ、それちゃんとその

確保して、その家の雪はここさよせるんだよというどこまで話し合ってるかという、それだし。

○財政課長（舛谷祐幸） そういう打ち合わせは事前にしてますので。

○委員（大野忠夫） そういうふうにできれば、お願いしたいということです。

○財政課長（舛谷祐幸） それは、大丈夫なように打ち合わせしてやっていますので、どうかご理解をお願いします。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。他に質疑ありませんか。はい、佐藤委員。

○副委員長（佐藤文子） 26年度、27年度の巡回調査の回数ですけれども、これは延べ件数ですか、それとも実数件数でしょうか。

○総合防災課長（竹村由喜美） 延べ件数です。

○副委員長（佐藤文子） では、実数としては何人、何世帯の方がこれに実施されているのでしょうか。これで。

○総合防災課長（竹村由喜美） 空き家につきましては、昨年度空き家、5月末時点ですけれども、1,116件でございますので、高齢者世帯等につきましては、ちょっと今調べたものはありませんので、すみません後でお答え申し上げます。

○副委員長（佐藤文子） まずこれ延べ件数ってなると、実際の件数というのと巡回する臨時職員の方々は、8名ですので、千何軒を回るのか、2千何軒を回るのかでは、よっぽどこう大変違いがありますので、資料として載せるときには、ある程度巡回世帯数実数も含めて、今後載せてもらいたいなというふうに思いますので、後でまず分かった資料についてはいただければけっこうです。それからもう一点、いずれこれは雪による倒壊とか、そういうふうなものを防ぐために、空き家の管理で冬期間の除排雪というふうなことで設けた、防災面からのあれですけれども、昨今この空き家1,116件というふうになってますけれども、夏は、いわゆる冬期間じゃない期間に、空き家の非常に危険なトタンが飛んだり、ドアが壊れてあれだというような、そうしたこともまま近所からの通報などでいろいろ対処されていることは分かっておりますけれども、防災としてはその空き家のこうした家々を台風だとか、そういうふうなことがあったときに、巡回して状況を確認していくというような体制は今後考える必要もあるのではないかと思うんですが、その辺はどのように考えておりますか。

- 総合防災課長（竹村由喜美） 災害が来そうな時には、危険度の高いところから職員が、支所の職員も含めまして巡回しながら見ているわけですが、今後はやはりそういう対策が必要とも思います。
- 副委員長（佐藤文子） そうした冬期間じゃない期間のいろいろ自然災害等の危険が及ぶような、そうしたことが空き家に及ばないように巡回というふうな体制としては現在、職員の中でやってるといふのが状況なのですね。組織としてそれをやる体制というふうなものはこれからだというふうなことで、というふうな捉えていいですね。
- 総合防災課長（竹村由喜美） そうです、空き家、解体していただく方向で指導していきますけれども、空き家の見回りといいますか巡回につきましては、何かそういう体制をとらなければならないなとは思っています。
- 副委員長（佐藤文子） それはそのようにお願いします。もう一点、26年度から27年度で実数の方もおそらく相当増えたもんだと思いますけれども、28年度の8名雇用でやるこの巡回調査というふうなのは、実際には昨年、27年度よりもまた増えているんじゃないかというふうに思いますが、現時点でいって何件ぐらいを見込んだものだというふうなことでしょうか。
- 総合防災課長（竹村由喜美） 昨年度は降雪量が少なかったですけども、今年度も昨年度と同様、同等というふうに考えての件数です。
- 副委員長（佐藤文子） 実際空き家が増えているというふうなことなのであれば、巡回件数は降雪量が多い少ないにかかわらず、実際27年度は非常に少なかったというふうなことなかでこういう件数が出てくる訳ですので、28年度はもしその後の空き家軒数が増えてるといふ状況なのであれば、これはやっぱり軒数もまた増えるという見込みがあるんじゃないかなというふうなことを思ったので、聞いたままでありますけれども、その点はいいです。
- 委員長（佐藤清吉） よろしいですか、他に質疑ありませんか。はい、石塚委員。
- 委員（石塚 柏） 総合防災課の方は、本人の負担無し、福祉の方は自己負担があって補助と、これ線引きって意外と難しく、隣の家は只でやってけた、だどもおらは金なんぼか負担しないとできねがったと、そういうこと一つ懸念と豪雪があったとき、なおのことこれ線引き難しくなるんでねげ、そういうこと考えたことねしか。これしよやっぱり、なんかな一帯のものでこっちはやって、セクションはこっちでということをもう一度、とっばらって、今どうのこうせとは言わない、もう一つ雪専門のセクションある

しね、そういったことも含めて、豪雪の時も含めてね、なんかこれお金絡むから、よくその辺混乱が生じないように是非これは、要望になりますけども、考えていただきたいと思ひます。以上です。

○総合防災課長（竹村由喜美） 確かに今、委員仰ったとおり、線引きは難しいところがございます。今年度、雪対策推進室の方で、説明してあります雪対策基本条例がございます。まず、それに基づきまして雪対策の計画というのが立てられる予定でございますので、改めて（聞き取り不可能）したいと思ひます。

○委員長（佐藤清吉） 他に質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 質疑が無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。  
これより採決いたします。  
本件は「原案のとおり可決」することに、ご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長（佐藤清吉） 次に議案第154号「平成28年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

所管する補正予算について、当局の説明を求めます。佐藤次長。

○次長兼市民課長（佐藤和久） それでは、議案第154号平成28年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

資料No.3、補正予算書の19ページをお開き願ひます。主な事業の説明書はございません。今回の補正でございますが、平成30年度からの国民健康保険事業の県単位化に向けた国保システムの改修費の補正でありまして、歳入歳出それぞれに104万8千円を追加し、補正後の総額を104億7,980万9千円とするものであります。内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、最後のページになりますが、25ページをお開き願ひます。始めに歳出から説明させていただきます。1款総務費、

1項1目11事業、管理事務費104万8千円の補正であります。平成30年度からの国民健康保険事業の県単位化後に県内市町村が県へ納付する国保事業費納付金などの試算が県により、今年10月から実施されることから、県が保有している国保システムへの連携データ作成のため、市の国保システムを改修する必要があり、その改修に必要な委託料を補正するものであります。なお、この財源につきましては、全額国から交付されるものであり、上の24ページの歳入をご覧いただきたいと思っております。3款国庫支出金2項2目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金として、104万8千円を補正するものであります。

以上が、平成28年度国民健康保険事業特別会計補正予算第1号の説明でございますが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（佐藤清吉） 当局の説明が終了いたしました。

これより質疑をおこないます。質疑のある方はお願いいたします。はい、佐藤委員。

○副委員長（佐藤文子） 納付金に係わるシステム改修というふうなことですけれど、30年からというふにいいすけれども、実際今、標準保険料率だとか、いろんな算定があるようすけれども、現状この秋田県の保険料率、県全体として、大仙市に係わるこの標準保険料率、保険税率というふうなものが、どんなふうになってるのか、その辺も分かる範囲で現状、進展状況というか、教えてもらいたいですけども。

○次長兼市民課長（佐藤和久） 30年度からの県で示す標準保険料率、各市町村で納付する負担金、納付金の金額等に関して、今回のシステム改修においてデータを県の方へやると、その上で県の方で10月から、あらゆる面で試算を行って、4月からですね県と県内市町村で構成している秋田県国保運営方針等連携会議を発足しておりますので、このなかで、県と市町村で協議を行いながら進めていくことになってますので、今の段階ではお答えできないので、大変申し訳ないですけども、この後詳細が分かり次第、内容についてお話したいと思いますので、よろしく申し上げます。

○副委員長（佐藤文子） 現段階ではまだ分からないというふうなことですけれども、まず、それぞれの市町村で税率のかける方式が資産割のない3方式でやってるとか、資産割を付けている方式でやってるとか、その辺が県としては、どういう方向に統一するものなのか、統一しないでそれぞれのこれまでの市町村の方式を取り入れてやっていくものなのか、その標準保険料率を検討する際のそうしたこの課税方式というふうなあたりの県なんかは、まだそのまったく分かってないことなんですか。

- 次長兼市民課長（佐藤和久） 最初にいいましたとおり、県と市町村との連携会議ですけども、4月に発足した段階ですので、今後ですね細かい点を実際に試算をして、数字を見ながら協議していくことになりますので、今現在ではまだそこら辺までは県でも、数字的なものは示しておりません。
- 副委員長（佐藤文子） そうすると今回の説明の中にもあったと思いますけれども、システム改修といっても、結局、具体的に県の方に大仙市の国保の収納率だとか、そういった数字を上げてやる、そう言うためのシステム改修なんですか。
- 次長兼市民課長（佐藤和久） 今、議員仰るとおりで、県でいろいろこう試算するにも各市町村の状態が分かりませんので、全県の各市町村から様々なデータを集約して県の方である程度、県の考えで数字を出して、数字を示して連携会議で協議を行うという形になっております。
- 副委員長（佐藤文子） いろいろあのこう仕組みにものすごくこう複雑なあれがあるので、ひとつ一つ明らかにするようなことはなかなかまだまだ難しいことなんですけれども、いずれこの県単位化になりますと、これまでのように、一般会計から税金を上げないように法定外繰入を行ったりして、保険料を上げないように頑張ってきた経緯があるわけですけども、そうしたことがこの県単位化になりますと、できるものなのかどうかというふうなあたりはどう考えておりますか。
- 次長兼市民課長（佐藤和久） その辺につきましても、県の方にいろいろ問い合わせしますが、国の考えもありますので、国がまだはっきりしてない部分もありまして、今の段階でちょっとお答えできませんので、申し訳ございません。
- 委員長（佐藤清吉） 他に質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（佐藤清吉） 質疑、無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。討論はありませんか。はい、佐藤委員。
- 副委員長（佐藤文子） 申し訳ありません。今回の国保特別会計の補正予算は、国が進める国保の県、都道府県単位化というふうなことに伴うシステム改修の補正であります。都道府県単位化にしますと私達が一番心配している加入者の保険料の負担増を少しでも抑えるために一般会計からの法定外繰入を行って税金を上げないようにしてきたことだとか、後は独自の減免制度を柔軟に運用するとか、さらにはいろいろ独自の保険事業の充実のためにいろいろ保険、頑張ってきた訳ですけども、こうした独自にやってきて



いる部分がことごとく困難になるというふうなことがまず考えられます。そもそもこの都道府県単位化というなのは、医療費適正化というふうな名によって医療費の削減というふうなことをねらって、ねらいがこの都道府県単位化の最たるねらいであったわけで、私達はこの国保事業を財政を県がしっかり握ってしまうというようなこの国保の都道府県単位化そのものに賛成ができないものですから、今回の補正には反対するものです。以上です。

○委員長（佐藤清吉） はい、他に、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無ければ、討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、挙手により行います。

本件は、「原案のとおり可決」することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数であります。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。55分から再開します。

---

10:44 休憩

10:56 再開

---

○委員長（佐藤清吉） 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

先ほどの佐藤委員の質問に対しまして、竹村総合防災課長の方から、何か資料配付ありますか。何か。竹村総合防災課長。

○総合防災課長（竹村由喜美） 先ほどの、27年度の空き家と高齢者世帯の実数ということでしたけども、空き家が私さっき1,116件と申しましたが、ちょっと違ってまして、1,079件です。高齢者世帯が835件となっております。以上です。

○委員長（佐藤清吉） はい、それでは、次に継続審査となっております、陳情第47号、「旧佐藤産業工場解体に関する陳情」を議題といたします。

本件に関して、ご意見等をお願いいたしたいと思います。はい、児玉委員。

○委員（児玉裕一） これまで何回も現場も見てきたし、いろいろ協議もした訳だども、これ今、はいと言ってしまえばこの後のやっぱりいろいろその空き家がこうなったときに、市ではだまってもへばやってけるんだなつう例といえればいいんだが、そういうあれが出てくるとおもいますので、やっぱりもうさっとこれ我々も、地元の人達やら調査

して、継続してよ、今ここで廃案だってやっちゃえば、せつかく陳情した人達さあれだべから、継続して、もうさっとやっぱり時間をかけながら、様子見たらなんたなもんだしべ、そのあたりは大変、中仙の支所さは大変、酷だかもしれねども、その当たりの人も大変困っていると思いますけども、もうさっとやっぱり、もうさっと調べて継続審査にしていれば、いかなもんでしょうか。

○委員長（佐藤清吉） はい、ただ今児玉委員の方から継続審査ということのご意見でありましたが、他になにかございませんか。はい、小山委員。

○委員（小山緑郎） 今の継続審査も私も賛成ですけども、例えばね、もし台風が来てあれが飛んで、他の方さ災害が出たというときは、その時の対応というのはなんとするもんだね、そのあたりの一応ね、無きしもあらずだから、いろいろ台風の時期なもんだからね、そのあたりも継続審査でいいんだけども、そういったこともちょっと考えておかねば、なんかあったときね、あの時こうせばえがったとかつうの、住民不安だと思うのでね、だからこれちょっと難しい問題だどもね。

○委員長（佐藤清吉） いいすか。はい、児玉委員。

○委員（児玉裕一） 今、小山委員言ったども、もつともだと思えますけども、まず我々さ、あれもし解体して投げるときの費用、経費、いくらかかるのかは、まだ調査の段階は入ってねしべ、できでらしか。できてねしべ。おそらくちょっとした額ではできないような気するんだしよな、まずあの中さ入ってるもの、それから鉄骨の部分、木だしか全部、木だしか、木だとすれば、また違った感じだべども、おそらく旧大曲市場のあれ解体するときだって、かなりのやっぱり廃棄さかかっていることを、高橋議員からも聞いているもんだから、ちょっとやそっとの金額ではねと思うんだしよな、そのあたりがやっぱり見えてこねば、確かに危険度は、台風どかで危険度はありますけども、はい、分かりましたっていきなりやっぱり一千万、一千何百万かけて、市ではいってやってしまつて、後から、あういうもの市でやってけたっけとなれば、やっぱり傍の住民ばりでなくて、住民さは大変あれだがもしらねども、他の地区さ与える影響が大きいのではないのかなと思いますので、今小山委員からも言われたども、そこのあたり確認してからと思いましたので、そのあたり急いでほしいなと思います。

○委員長（佐藤清吉） はい、千葉委員。

○委員（千葉 健） 児玉委員と意見はだいたい同じくするんですけども、要は土地の所有者と建物の所有者が違うということと、それからあそこに持ち込まれた建物の中に

廃棄物が持ち込まれて、違法な廃棄物が堆積しておるということで、小山議員も心配していたけれども、もし台風が来て飛んだじき、じゃなんとするのよっという部分も私も心配ですけれども。ただ、それをこんだ市で超法規的な形で処理をするということは、やっぱり当然問題があるし、だから一刀両断に今の段階でダメですよというのも酷なあれだけでも、やっぱりこの弁護士さんの人どかも、こういう空き家条例の中で自治体がとるべき姿はどうだかということもご相談するということも含めて継続審査した方が、いいかなと、それからもし万が一、台風どかで飛んだときは、議会でいろいろ議論して、やっぱり今の段階では超法規的な形で自治体がそれを解決さ向かうということは無理だということの文書も多少議事の中で、折り込みながら継続審査した方がよろしいかと私は思います。

○委員長（佐藤清吉） 本件については、継続審査求める意見がありますので、この本件は、継続審査とすることに賛成の方は挙手願いたいと思います。

挙手多数であります。よって本件は、閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

---

○委員長（佐藤清吉） 次に、陳情第48号、「子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を国に求める」意見書提出の陳情書を議題といたします。

本件に関して、ご意見等をお願いしたいと思います。はい、佐藤委員。

○副委員長（佐藤文子） 子どもの医療費助成を、それぞれの県、地方単独で助成措置していることで、国保事業に対するこの国の負担というふうなもの、減額しているんですよ、ペナルティ措置みたいなことだというふうに、こういう一生懸命、子育て支援と何とかその子ども、少ない子ども、みんなが健康に育つよというということで、やってるそういう地方の努力を、頑張ってる地方に対して、こういう国がペナルティを与えるなんていうのは、とんでもないことなので、私はこの市町村会、町村会、知事会などでもこういう減額措置というふうなものはやめてほしいというふうにいってるし、当然この陳情の趣旨は、当然のことだというふうに思いますので、当市からも陳情の採択をして、意見書を上げてやったほうが良いというふうに私は思います。

○委員長（佐藤清吉） 他にご意見等ございませんか。はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） この県と市で（聞き取り不可能）

○副委員長（佐藤文子） 子どもの医療費助成制度はいつから始まったかということだしよな。県の方とそれぞれ市町村全然違うし。

○委員（大野忠夫） ひとの家のことはいいから、大仙市。

○委員長（佐藤清吉） 今の大野さんの質問は、これとはまたちょっと違うような感じなんで。暫時休憩します。

---

11：07 休憩

11：11 再開

---

○委員長（佐藤清吉） 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

他にご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ただ今の陳情についての、反対意見は無いようでございますので、これより採決をいたします。

本件は「採択」と決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 異議なしと認め、本件は、採択すべきものと決しました。

---

○委員長（佐藤清吉） ただ今、陳情第48号が採択されましたので、会議規則第14条第2項の規定により委員長名で議長に意見書案を提出したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議ありませんので、委員長名で議長に意見書案を提出することに決定いたしました。

ただ今、事務局から意見書案を配布させます。

ただ今、配布いたしました意見書案は陳情者から提出された案を事務局で作成したものです。ただ今お配りいたしました意見書案について、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議がありませんので、この意見書案を議長に提出することに決定いたしました。

---

○委員長（佐藤清吉） 次ですが、「閉会中の継続審査・調査の申し出にかかる事件について」、を議題といたします。

お諮りいたします。

所管事務にかかる閉会中の継続審査・調査に関する件について、お手元に配付いたしました事件のとおり、議長に対し、閉会中の継続審査・調査の申し出をしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

---

○委員長（佐藤清吉） 次に、「閉会中の議員派遣について」、お諮りいたします。

常任委員会行政視察のため、閉会中の議員派遣を行うにあたり、お手元に配付いたしております委員派遣承認要求書を、議長に対し、提出したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、そのように決しました。

---

○委員長（佐藤清吉） 以上で、付託された事件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認めます。そのように決しました。

---

○委員長（佐藤清吉） これをもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。長時間わたり大変ご苦勞様でした。

午前 11 時 15 分 閉会

---

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

総務民生常任委員会委員長 佐藤清吉